

返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 6 ヶ月以内に専ら本人の責めに帰すべき事由により退職にいたった場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|---------------------|-------|
| 1・入社後 1 カ月以内に退職した場合 | 8 0 % |
| 2・入社後 2 か月以内に退職した場合 | 5 0 % |
| 3・入社後 3 か月以内に退職した場合 | 2 5 % |
| 4・入社後 6 ヶ月以内に退職した場合 | 5 % |

ただし、以下の場合は、この返戻金制度は適用しません。

- ① 求人者の事由に起因する退職、求人者の都合による解雇の場合

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。